

# 指定給水装置工事事業者の変更手続き一覧

## 指定事項の変更の届出

### 1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	共通(法人・個人)		法人のみ			個人のみ
	注1) 届出書	注2) 事業者証	登記事項証 明書(原本)	定款(写)	注3) 誓約書	住民票の 写し(原本)
事業者の氏名又は名称	●	●	●	●		●
事業者の住所	●	●	●	●		●
代表者の氏名(法人のみ)	●	●	●	●	●	
役員 の氏 名(法人のみ)	●		●		●	
電話番号・FAX 番号	●					
事業所の名称 注4)	●					
事業所の所在地 注4)	●					

注1) 届出書は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注2) 事業者証は、当局発行の「指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

※事業者証は「指定給水装置工事事業者更新証明書」ではなく、当局での新規指定・更新、または指定事項変更の際にお渡ししたものになります。

注3) 誓約書は、「様式第2号 誓約書」です。

※役員 の退任のみの届出の場合は、提出不要です。

注4) 事業所の名称及び所在地は、継続的に事業をおこなっている現状が分かる書類を添付すること。

例:HP の写し、事業所の全景写真(看板等で事業所であることが分かるもの)、登記事項証明書等

### 2 注意事項

(1) 当該変更のあった日から30日以内に提出してください。

(2) 届出書の変更年月日は、「変更日」を記入してください。

(3) 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書(原本)とします。

(4) 定款は、余白に「原本証明」を記載してください。

☆原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇水道

代表取締役 〇〇 一郎 印

(5) 個人から個人への相続、個人から法人への組織変更(法人化)等の事業の承継は指定事項の変更では申請できません。

旧事業者の廃止手続きと新事業者の新規指定手続きが必要となります。

## 主任技術者の選任・解任・変更の届出

### 1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	共通(法人・個人)			
	注1) 選任・解任届	注2) 指定事項変更届	注3) 主任技術者免状(写)、 または主任技術者証(写)	運転免許証、マイナンバー カード等の顔写真付 き本人確認書類(写)
選任	●		●	●
解任	●			
氏名の変更		●	●	

注1) 選任・解任届は、「様式第5号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」です。

注2) 指定事項変更届は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注3) 氏名の変更の場合は、書換え後の主任技術者免状等の写しを添付してください。

### 2 注意事項

(1) 主任技術者を選任または解任したときは、遅滞なく提出してください。

また、婚姻等で氏名の変更があった場合も、忘れずに届出をしてください。

(2) 主任技術者が欠けたときは、当該事由発生日から2週間以内に提出してください。